

2023 年 1 月 23 日

新設分割に関する事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社アドウェイズ
代表取締役 山田 翔

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社 ADWAYS DEEE
代表取締役 田村 鷹正

株式会社アドウェイズ（以下「分割会社」といいます。）は、2022 年 11 月 25 日付新設分割計画書に基づき、2023 年 1 月 4 日を効力発生日として、株式会社 ADWAYS DEEE（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社のアドプラットフォーム事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条各号の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2023 年 1 月 4 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

本件新設分割は会社法 805 条に規定する場合に該当するため、会社法第 805 条の 2 の適用はありません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに会社法第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

(1) 会社法第 806 条の規定による株式買取請求手続の経過

本件新設分割は会社法 805 条に規定する場合に該当するため、会社法第 806 条の適用はありません。

(2)会社法第 808 条の規定による新株予約権買取請求手続の経過

該当事項はありません。

(3)会社法第 810 条の規定による債権者保護手続の経過

本件新設分割において、分割会社に対する異議申述はありませんでした。

4. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、本新設分割の成立日である 2023 年 1 月 4 日をもって、分割会社より新設分割計画書に記載された分割会社のアドプラットフォーム事業に関する資産、負債その他の権利義務一切を承継いたしました。

5. 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以 上